

パートナーシップ宣誓制度に係る相互利用に関する協定書

小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町及び湯河原町（以下「締結自治体」という。）は、パートナーシップ宣誓制度（以下「宣誓制度」という。）に係る相互利用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、締結自治体のいずれかの宣誓制度を利用している2人の者（以下「当事者」という。）の住所の異動に伴う宣誓制度に係る手続きの負担軽減を図り、当事者が異動後も安心して自分らしく暮らすことができるよう支援することを目的とする。

（対象者）

第2条 この協定の対象者は、令和7年4月1日以降に締結自治体の間で住所の異動をする当事者とする。

（相互利用）

第3条 当事者は、締結自治体の間で住所の異動をする場合において、受領証等の継続使用を希望するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等継続使用届（以下「継続使用届」という。）を転出元の自治体に提出する。

2 締結自治体は、前項の規定により、継続使用届の提出があったときは、当該届出を受けた事実とともに、該当の当事者から提出された宣誓制度に係る書類の写しを転出先自治体に提供するものとする。

3 締結自治体は、前項の規定により、情報提供を受けたときは、転出元自治体の宣誓制度に基づいて交付された受領証等について、転出先自治体において、自らが交付する受領証等と同様に取り扱うものとする。

（個人情報の取扱い）

第4条 締結自治体は、この協定に基づき共有する当事者の個人情報について、それぞれの個人情報保護条例等に基づき適切に取り扱うものとする。

（協定の解約）

第5条 締結自治体は、この協定を継続できない事情が発生したときは、協議の上、この協定を解約することができるものとする。

（協議）

第6条 締結自治体は、それぞれの宣誓制度を変更するときは、その都度報告し、協議の上、必要に応じてこの協定を変更するものとする。

2 締結自治体は、この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、協議の上、定めるものとする。

3 締結自治体は、この協定の内容の変更を申し出たときは、その都度、協議の上、必要な変更を行うものとする。

この協定の締結を証するため、本書を10通作成し、締結自治体の首長が署名の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和7年2月13日

小田原市荻窪300番地

小田原市長

南足柄市関本440番地

南足柄市長

足柄上郡中井町比奈窪56番地

中井町長

足柄上郡大井町金子1995番地

大井町長

足柄上郡松田町松田惣領2037番地

松田町長

足柄上郡山北町山北1301番地4

山北町長

足柄上郡開成町延沢773番地

開成町長

足柄下郡箱根町湯本256番地

箱根町長

足柄下郡真鶴町岩244番地1

真鶴町長

足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1

湯河原町長

加藤 憲一

加藤 修平

戸村 裕司

小田 眞一

本山 博幸

湯川 祐司

山 神 裕

勝俣 浩行

小林 伸行

内 藤 喜文